

2022年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社 東急レクリエーション
代 表 者 代表取締役社長 菅 野 信 三
(コード番号 9631 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 総務部長 中 西 裕 一
(TEL. 03-3462-8888)

臨時株主総会招集のための基準日設定および定款の一部変更に関するお知らせ

本日公表いたしました「東急株式会社による株式会社東急レクリエーションの完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」のとおり、当社および東急株式会社（以下「東急」といいます。）は、それぞれ本日付取締役会において、東急を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、本日、当社と東急の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

これにともない、当社は、本日開催の取締役会において、2022年11月21日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日設定および定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年10月5日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日 2022年10月5日（水）

(2) 公告日 2022年9月20日（火）

(3) 公告方法 電子公告

(当社ホームページに掲載：<https://www.tokyu-rec.co.jp/>)

2. 本臨時株主総会の開催日程および付議議案等について

当社は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認および下記「3. 定款の一部変更について」に記載の定款の一部変更に関する議案を付議する予定です。

本臨時株主総会の開催時間、開催場所および付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

本株式交換の効力が発生した場合には、当社は東急の完全子会社となり、以後、定時株主総会の基準日制度の必要性が失われるため、定時株主総会に係る定款の定めを削除することを目的として、本臨時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2023年1月1日をもって、当社定款第14条（定時株主総会の基準日）の定めを削除し、その他所要の条文番号の変更を行う旨の定款の一部変更を行うものです。

(2) 変更の内容

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第13条（略）	第1条～第13条（現行どおり）
<u>第14条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u>	（削除）
第15条～第39条（略）	第14条～第38条（現行どおり）

(3) 日程

定款の一部変更のための臨時株主総会決議日 2022年11月21日（月）（予定）

定款の一部変更の効力発生日 2023年1月1日（日）（予定）

以上